

東京圏 国家戦略特別区域会議における 「東京都 都市再生分科会」の設置について

1、趣旨

- 第1回 東京圏国家戦略特別区域会議(平成26年10月1日)における「区域計画(素案)」のうち、東京都における「都市計画法等の特例」に係る特定事業について、
 - ・ 国家戦略特区における規制改革を活用した迅速な事業実施により、経済活性化を早急に実現すること
 - ・ そのためにも、通常は自治体の実施している、都市計画法に基づく都市計画案の策定等の諸手続きを、区域会議において適正に実施することが極めて重要かつ緊急性が高いとの観点から、区域会議の下に、速やかに「東京都 都市再生分科会」を設置し、上記の諸手続きとともに、事業実施に係る課題の抽出・対応方針等に係る審議を行うこととする。

2、構成員等

- 区域会議と同様に、国(内閣府)、自治体(東京都・関係区)及び民間事業者の三者によるものとするが、関係区及び民間事業者については、上記の区域計画(素案)別表に掲げる事業に基づき選定する。
- なお、必要に応じ、オブザーバーとして、国土交通省等を参画させることができることとする。

3、第1回 分科会について

- 第1回は、10月21日(火)に開催し(夕刻を予定)、来年2月の東京都都市計画審議会への付議対象候補となっている「竹芝地区」及び「虎ノ門四丁目地区」に係る事業についての審議を行う。

(参考)

第1回 東京都 都市再生分科会
(竹芝地区・虎ノ門四丁目地区)

出席者名簿

<国>

富屋 誠一郎 内閣府 地域活性化推進室長代理

<自治体>

前田 信弘 東京都 副知事
山本 博之 東京都 政策企画局 国家戦略特区推進担当部長
小野 幹雄 東京都 都市整備局 景観・プロジェクト担当部長
佐藤 匡 東京都 都市整備局 まちづくり推進担当部長

佐野 和典 港区 特定事業担当部長
富田 慎二 港区 街づくり支援部 開発指導課長

<民間>

星野 浩明 東急不動産株式会社 都市事業ユニット
都市事業本部 ビル事業部 統括部長
佐藤 修 鹿島建設株式会社 執行役員 営業本部副本部長

山崎 拓也 森トラスト株式会社 不動産開発部 部長代理

=====

<オブザーバー>

榊 真一 国土交通省 都市局 都市計画課長

東京圏 区域計画(素案)別紙 (平成26年10月1日)

地区	事業主体	事業の概要	都市計画の決定等の目途
大手町 (常盤橋)	三菱地所(株)	東京駅前のランドマークとなる超高層の国際金融・ビジネス交流、国際観光・情報発信、高度防災等の拠点整備	平成 27 年度中
大手町一丁目	三井不動産(株)	三井物産(株)と連携し、ビジネス交流、MICE機能の強化に資する多目的ホール及び世界最高水準の宿泊等の国際交流施設の整備	平成 27 年度当初
日比谷	三井不動産(株)	日比谷公園と連携した災害対応、周辺の劇場と連携した文化芸術発信、ベンチャー企業育成のビジネス連携等の拠点整備	平成 26 年中(民間都市再生事業の認定)
八重洲一、二丁目	三井不動産(株) 東京建物(株)	東京駅と空港及び地方へのアクセスを強化する大規模地下バスターミナルの整備、国際医療施設、国際ビジネス交流等の拠点整備	平成 27 年度中
品川駅周辺	東日本旅客鉄道(株)	駅前広場を介しまちと一体化する新駅の整備・他の事業者と連携し、羽田空港国際化、リニア開業、品川駅再編を見据えた国際拠点整備	平成 27 年度中
竹芝	東急不動産(株) 鹿島建設(株)	都有地の活用により新産業貿易センターと一体整備し、コンテンツ研究・人材育成拠点及び外国人居住者等の生活支援施設等の整備	平成 27 年度当初
虎ノ門一、四丁目、愛宕、麻布台	森ビル(株) 森トラスト(株)	日比谷線新駅の整備と併せ、外国人向け生活支援(居住、医療、インターナショナルスクール等)の充実、休日も賑わう都心の形成	平成 27 年度当初(虎ノ門一)、平成 26 年度末(虎ノ門四)、平成 27 年中(愛宕、麻布台)
六本木五丁目	森ビル(株) 住友不動産(株)	地下鉄駅等との交通結節機能の強化及び「都心の森」に複合MICE施設や外国人等向けの居住、文化、教育等の生活環境の整備	平成 27 年中
臨海副都心有明	住友不動産(株)	東京ビッグサイト、医療機関に近接し、保育施設や訪日外国人対応のサービスアパートメント、アフターコンベンション施設を整備	平成 27 年度中
羽田空港跡地	大田区等(官民連携)	羽田空港の航空ネットワークの活用による医療等先端産業と中小企業とのビジネスマッチング、クールジャパン情報発信等の施設整備	平成 27 年度中
横浜駅周辺	横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発準備組合	外国人居住者等の生活支援に必要な保育所やサービスアパートメント等を併設した、防災・環境性能に優れた住宅の整備	平成 27 年中(容積率の最高限度の数値等の決定)

※ 地区ごとを基本として、必要に応じて分科会を設置する。